



島根県報

平成20年11月4日（火）

第2,032号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

告 示

島根県告示第878号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年11月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	久城インター線	益田市久城町228番2地 先から同町1338番3地 先まで	前	メートル 15.00～ 59.00	メートル 66.00	不用物件発生 減幅 払下げ
			後	15.00～ 33.00	66.00	